

平成17年6月6日

株主の皆様へ

愛知県東海市新宝町507番地の20
株式会社 ユー・エス・エス
代表取締役社長 服 部 太

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成17年6月27日までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月28日（火曜日）午前11時
2. 場 所 愛知県東海市新宝町507番地の20
当社本社（当社名古屋会場）
（末尾の会場案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第25期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならび
に貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第25期連結計算書類監査結果
報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第25期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
（34頁から35頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する
件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
（37頁から39頁）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出
くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、企業収益の改善や個人消費の底堅い推移などデフレ脱却への期待が高まりましたが、後半以降は輸出に減速感が見られたことや原油価格の高騰などのマイナス要因もあり先行き不透明な状況が続いています。

自動車流通市場は、前期と比較して新車登録台数が1.1%減、中古車登録台数も5.0%減と厳しい状況が続きました。また中古車オークション業界は、オークション会場の淘汰再編が進む中で輸出マーケットの拡大などにより、これまでにオークションで流通されていなかったリユース車（低年式・多走行車）の取扱いが増加したことにより出品台数は698万台（前期比8.0%増）と伸長しましたが、成約率は依然として良質車不足が続いていることもあり55.7%（前期比0.8%減）となりました。

このような経営環境の中で当社グループは、オートオークションにおいて営業活動を強化し、積極的に設備投資を行うほか、大規模オークション会場を運営する流通オートオークション株式会社を買収するなど、営業基盤の強化を図りました。また、中古車および事故現状車の買取りについても積極的に営業推進いたしました。さらに、廃自動車のリサイクル事業の取り組みも始めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は50,484百万円（前期比19.0%増）、営業利益は20,673百万円（前期比14.7%増）、経常利益は21,096百万円（前期比15.9%増）となり、当期純利益は11,814百万円（前期比32.6%増）と全体としては増収増益を達成することができました。

< 当期の事業の種類別セグメント情報 >

オートオークション事業

当連結会計年度のオートオークション事業における主な施策は以下のとおりであります。

営業開発チームを中心に新規会員の獲得や既存会員の掘り起こしに注力するほか、地域毎に圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」推進のための施策を積極的に実施いたしました。

平成16年2月に開設した横浜会場を軌道に乗せるとともに、平成16年10月に東京会場を新築移転し会場処理能力を大幅に増強するなど、首都圏エリアを強化いたしました。

出品台数の増加に対応するため、静岡会場や札幌会場において出品車駐車場の拡張整備を行うとともに、東北会場および静岡会場に同時に2台の車をセリにかける「同時2レーンシステム」を導入し、オークション処理能力を増強いたしました。

中古車流通市場における低年式・多走行車（年式が古く、走行距離の長い車）の増加傾向に対応するため、平成16年6月名古屋市港区にUSS-R名古屋会場（リユース車専用オークション会場）を新設いたしました。

これら営業努力により、当連結会計年度はグループ全体で出品台数は214万台（前期比21.2%増）、成約台数は116万台（前期比17.2%増）となりました。

この結果、オートオークション事業は、売上高36,840百万円（前期比13.7%増）、営業利益20,704百万円（前期比13.0%増）となりました。

中古自動車等買取販売事業

当連結会計年度の中古自動車等買取販売事業における主な施策は以下のとおりであります。

中古車買取販売事業の「ラビット」は、地域に密着した営業活動やスタッフの育成に注力し、買取率の向上に努め売上高を伸ばしましたが、引き続き認知度向上のために積極的なTVコマーシャルを行ったため広告宣伝費が増加し、営業損失となりました。

事故現状車買取販売事業は、株式会社ワールド自動車およびその子会社2社で行っていましたが、子会社2社を整理統合し、営業基盤の統合を図りました。また、営業拠点を全国に広めるとともに、エリアマネジャー制を導入し地域ごとに営業強化を図り、買取台数の増加につなげました。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、売上高13,119百万円（前期比30.8%増）、営業損失50百万円（前期営業損失306百万円）となりました。

その他の事業

その他の事業は、平成16年6月に営業を開始した株式会社アビツによるリサイクル事業であり、主にUSS-R名古屋会場で成約されず商品価値が無いと判断された使用済み車の解体・再資源化を行っております。装置設備投資の償却負担などもあり、売上高524百万円、営業損失19百万円となりました。

売上状況

(単位：百万円)

区 分	第 24 期 (平成16年3月期)		第 25 期 (平成17年3月期)	
	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
オートオークション事業	32,397	76.4	36,840	73.0
中古自動車等買取販売事業	10,028	23.6	13,119	26.0
そ の 他 の 事 業			524	1.0

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は18,983百万円（完工ベース）であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

オートオークション事業 当社新東京会場

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

オートオークション事業 株式会社USS神戸 神戸会場

(3) 企業集団の資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度の資金調達は、次のとおりであります。

平成16年12月16日当社におきまして、株式会社三井住友銀行を主幹事とするコミット型ターム・ローンのコミット金額100億円のうち40億円の借入を行いました。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移
 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成14年3月期)	第 23 期 (平成15年3月期)	第 24 期 (平成16年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (平成17年3月期)
売 上 高(百万円)	26,008	33,819	42,425	50,484
経 常 利 益(百万円)	10,859	15,382	18,207	21,096
当 期 純 利 益(百万円)	5,489	7,645	8,907	11,814
1株当たり当期純利益(円)	205	279	300	377
総 資 産(百万円)	80,929	88,979	92,538	115,704
純 資 産(百万円)	34,402	43,812	67,497	84,877

- (注) 1. 当社は第25期(当連結会計年度)から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
 したがいまして、第22期から第24期までの各期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。なお、第23期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。
3. 第24期における純資産が第23期に対比して大幅に増加しましたのは、主に転換社債の転換により資本金および資本剰余金が増加したことによるものであります。
4. 第25期(当連結会計年度)につきましては、前記2頁から4頁までの「1. (1) 企業集団の営業の経過および成果」のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成14年3月期)	第 23 期 (平成15年3月期)	第 24 期 (平成16年3月期)	第25期(当期) (平成17年3月期)
売 上 高(百万円)	17,129	21,608	23,583	24,959
経 常 利 益(百万円)	8,083	12,669	14,036	14,942
当 期 純 利 益(百万円)	4,147	6,269	6,883	8,871
1株当たり当期純利益(円)	155	229	232	283
総 資 産(百万円)	75,161	80,011	81,487	99,460
純 資 産(百万円)	33,642	41,693	63,365	74,832

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。なお、第23期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。
2. 第24期における純資産が第23期に対比して大幅に増加しましたのは、主に転換社債の転換により資本金および資本剰余金が増加したことによるものであります。

(5) 企業集団が対処すべき課題

今後の日本経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や、雇用情勢の回復など好転基調にあるものの、原油価格の上昇やIT関連分野の在庫調整の長期化の影響などもあり不透明な状況が続くものと思われます。自動車流通市場も、新車および中古車登録台数ともに大きな伸びは期待できないものの、中古車オークション市場はリユース車（低年式・多走行車）の出品台数増もあり、当面拡大基調で推移するものと予想されます。

当社グループは、このような経営環境をしっかりと認識し、なお一層の経営基盤の強化に努める所存であります。

オートオークション事業においては、引き続き地域ごとに圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」を継続して既存会場のさらなる拡大・強化を図るとともに、平成17年9月開設予定の神戸会場を早期に軌道に乗せることを目指します。また、リユース車専用会場として、平成17年5月にU S S - R 東京会場を開設し、リユース車の取扱いの増加に努めます。さらに、衛星TVネットワーク「U S S グローブネットワーク」の拡充を図るとともに、インターネットによる中古車情報サービスの利便性を高め、会員数拡大に努めます。

中古自動車等買取販売事業においては、中古車買取販売事業「ラビット」の認知度向上のための広告宣伝活動を積極的に展開するとともに、社員教育を強化し、顧客サービスの向上に努めます。また、事故現状車買取販売事業の営業網を拡充し、リサイクル車オークションとの連繫を強化いたします。

その他の事業（リサイクル事業）においては、自動車リサイクル法の要請により、廃自動車の再資源化を促進するための設備を増強し、処理能力の向上を図るとともに、廃自動車リサイクル以外の領域も手掛け、早期に軌道に乗せることを目指します。

また、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンス体制の強化に一層注力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団および当社の概況（平成17年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

中古自動車のオークション運営、中古自動車・事故現状車の買取販売事業
および廃自動車等のリサイクル事業

(2) 企業集団の主要な事業所

当 社

ア. 本 社 愛知県東海市新宝町507番地の20

イ. 事 業 所 （オークション会場）

名 称	所 在 地
名 古 屋 会 場	愛 知 県 東 海 市
福 岡 会 場	福 岡 県 筑 紫 野 市
九 州 ゴ ー ル ド 会 場	佐 賀 県 鳥 栖 市
東 京 会 場	千 葉 県 野 田 市
静 岡 会 場	静 岡 県 袋 井 市

主要な子法人等

ア．オークション会場運営の子法人等

名 称	所 在 地
株式会社ユー・エス・エス岡山	岡 山 県 赤 磐 市
株式会社ユー・エス・エス札幌	北 海 道 江 別 市
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	東 京 都 西 多 摩 郡 瑞 穂 町
株式会社ユー・エス・エス群馬	群 馬 県 藤 岡 市
株式会社ユー・エス・エス東北	宮 城 県 柴 田 郡 村 田 町
株式会社ユー・エス・エス大阪	大 阪 府 大 阪 市
株式会社ユー・エス・エス横浜	神 奈 川 県 横 浜 市
株式会社USSリサイクルオートオークション	愛 知 県 名 古 屋 市
株式会社USS神戸	兵 庫 県 神 戸 市
株式会社USS流通オートオークション	埼 玉 県 越 谷 市

(注) 1．株式会社USS神戸は、平成16年9月17日に設立し、開業準備中であります。

2．株式会社USS流通オートオークションは、当社間接所有の子法人等（株式会社アールエーエイの子会社）であります。

イ．その他の子法人等

名 称	所 在 地
株式会社ユー・エス物流	愛 知 県 東 海 市
株式会社カークエスト	東 京 都 中 央 区
株式会社ワールド自動車	千 葉 県 野 田 市
株式会社アビツ	愛 知 県 名 古 屋 市
株式会社アールエーエイ	東 京 都 足 立 区

(注) 株式会社アールエーエイは、平成17年2月1日に株式交換により当社100%出資子法人等となりました。

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 100,000,000株

発行済株式の総数 31,981,969株

(注) 期中の株式の発行

ストックオプションの権利行使により143,800株、新株引受権の権利行使により34,930株、転換社債の転換により656,949株、平成17年2月1日株式交換により株式会社アールエーエィを当社100%出資子法人等としたことにより331,221株が増加いたしました。

株主総数 8,011名

大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
服 部 太	3,317千株	10.3%	- 千株	- %
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	2,946	9.2	-	-
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2,941	9.1	-	-
安 藤 之 弘	890	2.7	-	-
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	851	2.6	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託 U F J 銀行口)	840	2.6	-	-
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	806	2.5	-	-

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得株式

普通株式 294株

取得価額の総額 2,534千円

処分株式

該当事項はありません。

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期における保有株式

普通株式 1,789株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成13年 6月28日	平成14年 6月26日	平成15年 6月25日	平成16年 6月29日
新株予約権の数	-	1,412個	19,750個	22,650個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	19,520株	141,200株	197,500株	226,500株
新株予約権の発行価額	-	無償	無償	無償

(注) 平成13年6月28日決議分は、旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権であります
(貸借対照表注記参照)。

当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

1. 発行した新株予約権の数
23,250個(新株予約権1個につき10株)
2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
普通株式232,500株
3. 新株予約権の発行価額
無償
4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
1個当たり93,200円(1株当たり9,320円)

5. 新株予約権の行使期間
平成16年8月1日から平成20年10月31日まで
6. 新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社または当社子法人等の取締役、使用人または顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができない。
 - ・その他新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定するものとする。
7. 新株予約権の消却事由および条件
 - ・上記6に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。
 - ・当社が合併により消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。
8. 新株予約権の有利な条件の内容
当社ならびに当社子法人等の取締役、使用人および顧問に対し新株予約権を無償で発行した。

9. 新株予約権の割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数、目的となる株式の種類および数等

・当社取締役

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
服 部 太	200個	普通株式 2,000株
安 藤 之 弘	200個	普通株式 2,000株
田 村 文 彦	200個	普通株式 2,000株
原 重 雄	200個	普通株式 2,000株
増 田 元 廣	200個	普通株式 2,000株
合 野 栄 治	200個	普通株式 2,000株
山 中 雅 文	150個	普通株式 1,500株
池 田 浩 照	150個	普通株式 1,500株
井 之 上 浩 昭	150個	普通株式 1,500株
赤 瀬 雅 之	150個	普通株式 1,500株
古 賀 靖 永	150個	普通株式 1,500株

・当社使用人ならびに当社子法人等の取締役および使用人

(上位11名)

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	備考
三島敏雄	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
小嶋栄二	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
八尋一記	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
山本泰詩	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
星野敏郎	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
佐久間一宏	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
草場泰正	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
菅田幸康	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス札幌取締役
岡根博之	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東京みずほ執行役員
新井栄一	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス群馬取締役
大野健司	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東北取締役

・当社取締役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた当社子法人等の取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	備考
菅田幸康	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス札幌取締役
新井栄一	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス群馬取締役
大野健司	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東北取締役

・当社顧問

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
隠塚新平	100個	普通株式 1,000株
増井昇	100個	普通株式 1,000株
森下重夫	100個	普通株式 1,000株

・当社使用人ならびに当社子法人等の取締役および使用人に割当てした新株予約権の区分ごとの付与総数等

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	付与した者の総数
当 社 使 用 人	11,350個	普通株式 113,500株	176名
当 社 子 会 社 の 取 締 役	2,050個	普通株式 20,500株	19名
当 社 子 会 社 の 使 用 人	7,600個	普通株式 76,000株	129名

(6) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
933名(443名)	148名増(51名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
242名(111名)	2名増(1名減)	31.5歳	5.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,410,156千円	60,000株	0.1%
株 式 会 社 U F J 銀 行	1,350,685	-	-
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	411,250	-	-

(8) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ユー・エス・エス岡山	20百万円	100.0%	中古自動車のオークション会場運営
株式会社ユー・エス・エス札幌	50	100.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	200	90.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス群馬	250	60.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス東北	100	100.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス大阪	50	100.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス横浜	50	100.0	同 上
株式会社USSリサイクルオートオークション	90	100.0	同 上
株式会社USS神戸	50	100.0	同 上
株式会社USS流通オートオークション	10	(100.0)	同 上
株式会社ユー・エス物流	30	100.0	貨物自動車運送
株式会社アールイーエイ	11	100.0	中古自動車のオークション業務受託
株式会社カークエスト	318	84.8	インターネットによる中古自動車に関する情報の提供、中古自動車の買取・販売
株式会社ワールド自動車	63	91.3	事故現状車の買取・販売
株式会社アピツ	90	51.0	廃自動車等のリサイクル

(注) 1. 当社の重要な子法人等は、上記の15社であります。

2. 「当社の出資比率」欄の()内は間接所有割合を含めた出資比率であります。

企業結合の経過

1. 株式会社カーコンプレックスは、平成16年7月30日に清算いたしました。
2. 株式会社ウインテックは、平成16年12月22日に清算いたしました。
3. 株式会社ブリッジコーポレーションは、平成16年11月1日にワールド自動車と合併いたしました。
4. 株式会社USS神戸は、平成16年9月17日に設立し、平成17年9月に開業予定であります。
5. 株式会社アールイーエイは、平成17年2月1日に株式交換により当社100%出資子法人等となりました。株式会社USS流通オートオークションは当社間接所有(株式会社アールイーエイの子会社)の子法人等であります。

企業結合の成果

上記15社の重要な子法人等を連結子法人等として、連結計算書類を作成しております。当連結会計年度の連結売上高は50,484百万円(前期比19.0%増)、連結経常利益は21,096百万円(前期比15.9%増)、連結当期純利益は11,814百万円(前期比32.6%増)となりました。

(9) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
代表取締役社長	服 部 太	
取締役副社長	安 藤 之 弘	名古屋事業本部本部長
取締役副社長	田 村 文 彦	九州事業本部本部長
取締役副社長	原 重 雄	東京事業本部本部長
専務取締役	増 田 元 廣	東京事業本部副本部長
専務取締役	合 野 栄 治	九州事業本部副本部長
取 締 役	瀨 田 大	名古屋事業本部副本部長
取 締 役	山 中 雅 文	統括本部財務部長
取 締 役	池 田 浩 照	名古屋事業本部業務部長
取 締 役	井之上 浩 昭	名古屋事業本部車両部長
取 締 役	赤 瀨 雅 之	名古屋事業本部営業部長
取 締 役	古 賀 靖 永	九州事業本部営業部長
常 勤 監 査 役	木 下 守	
常 勤 監 査 役	井 上 幸 彦	
監 査 役	服 部 豊	弁護士

- (注) 1. 平成16年6月29日開催の第24期定時株主総会において、瀨田大、山中雅文、池田浩照、井之上浩昭、赤瀨雅之、古賀靖永の各氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役井上幸彦、服部豊の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	28百万円
2. 上記1.のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	27百万円
3. 上記2.のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3.の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成17年3月29日付の契約に基づき、平成17年4月28日付でミサワ東洋株式会社の株式を全株取得し子会社化いたしました。同社は、ゴムリサイクル事業を営んでおり、当社グループのリサイクル事業との統合効果が見込まれます。

- (1) 取得先 ミサワホームホールディングス株式会社
- (2) 取得の方法 取得日においてミサワホーム株式会社がミサワ東洋株式会社に対して有していた債権2,306,492千円を174,950千円で取得すると同時に、差額2,131,542千円を債権放棄する一方、同社の株式全株を1円で取得いたしました。
- (3) ミサワ東洋株式会社の資産・負債の状況

(平成17年3月31日現在)

資 産	金額(千円)	負 債	金額(千円)
流 動 資 産	550,955	流 動 負 債	2,648,332
固 定 資 産	1,460,087	固 定 負 債	540,432
資 産 合 計	2,011,043	負 債 合 計	3,188,765

(注) 本営業報告書の記載金額および株式数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,483,257	流動負債	22,687,119
現金および預金	15,818,507	オークション借勘定	9,573,449
オークション貸勘定	8,847,902	一年内償還予定社債	200,000
受取手形および売掛金	296,747	短期借入金	3,659,060
たな卸資産	722,364	未払法人税等	4,517,501
繰延税金資産	656,438	預り金	1,400,369
前払費用	324,855	賞与引当金	302,843
その他の流動資産	867,164	その他の流動負債	3,033,896
貸倒引当金	50,722	固定負債	7,214,132
固定資産	88,221,372	社債	631,000
有形固定資産	75,488,486	長期借入金	3,000,000
建物および構築物	26,803,764	退職給付引当金	76,649
機械装置および運搬具	494,755	役員退職慰労引当金	349,122
器具および備品	1,611,169	預り保証金	3,157,360
土地	43,188,329	負債合計	29,901,252
建設仮勘定	3,390,467	(少数株主持分)	
無形固定資産	3,809,370	少数株主持分	925,625
連結調整勘定	3,100,102	(資本の部)	
その他の無形固定資産	709,268	資本金	17,580,225
投資その他の資産	8,923,515	資本剰余金	24,755,843
投資有価証券	1,962,588	利益剰余金	47,167,642
長期貸付金	10,064	土地再評価差額金	4,915,844
長期前払費用	166,241	株式等評価差額金	300,897
繰延税金資産	699,222	自己株式	11,012
再評価に係る繰延税金資産	3,351,179	資本合計	84,877,751
投資不動産	1,726,023	負債、少数株主持分	
その他の投資その他の資産	1,315,641	および資本合計	115,704,629
貸倒引当金	307,445		
資産合計	115,704,629		

連結損益計算書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
経常損益の部	営業収益		50,484,490
	売上高	50,484,490	
	営業費用		29,811,429
	売上原価	19,988,052	
	販売費および一般管理費	9,823,376	
	営業利益		20,673,061
	営業外収益		538,851
	受取利息および配当金	12,872	
	不動産賃貸収入	78,079	
	その他の営業外収益	447,898	
営業外費用		115,138	
支払利息	59,343		
その他の営業外費用	55,795		
	経常利益		21,096,774
特別損益の部	特別利益		366,115
	固定資産売却益	205,575	
	貸倒引当金戻入益	59,268	
	投資有価証券売却益	54,991	
	前期損益修正益	46,280	
	特別損失		850,859
	固定資産除売却損	124,069	
	関係会社清算損	41,116	
	役員退職慰労金	15,000	
	減損損失	556,509	
	持分変動損失	98,947	
その他特別損失	15,216		
	税金等調整前当期純利益		20,612,030
	法人税、住民税および事業税		8,492,503
	法人税等調整額		110,349
	少数株主利益		194,517
	当期純利益		11,814,659

注 記

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

子法人等は全て連結されております。

連結子法人等の数 15社

重要な連結子法人等の社名は「2．企業集団および当社の概況 (8) 企業結合の状況」に記載しております。

2．持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の関連会社はありません。

(ロ) 持分法を適用していない関連会社数 1社

株式会社インフォキャリアであります。

この会社は前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありましたが、事業における影響および金額的重要性が軽微であるため、持分法の適用から除外いたしました。

3．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4．重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等
賞与引当金

財務内容評価法

従業員の賞与の支払に備えるため、夏季賞与と支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上（簡便法）しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理によっております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結会計年度中に確定した利益処分または損失処理に基づいて作成しております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が当連結会計年度より適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。これに伴い従来は減損会計を適用しない場合と比較し、固定資産が556,509千円減少し、税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

・連結貸借対照表関係

1. 関連会社に係る注記

関連会社に対するものは、次のとおりであります。

関連会社の株式	3,798千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	14,274,509千円
3. 担保提供資産（担保に供している資産）	
建物および構築物	1,234,752千円
土地	<u>2,825,461千円</u>
	4,060,214千円
（上記に対応する債務）	
1年内返済予定長期借入金	172,560千円

・連結損益計算書関係

1 株当たり当期純利益	377円69銭
-------------	---------

・記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年5月27日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 稲越千束 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上嗣平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第25期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い株式会社ユー・エス・エス及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 注記（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しているが、この変更は同会計基準及び同適用指針が当営業年度から適用可能となったことに伴うものであり、相当と認める。

後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第25期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査および結果は相当であると認めます。

平成17年5月30日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役 木 下 守 ⑩

常勤監査役 井 上 幸 彦 ⑩

監 査 役 服 部 豊 ⑩

（注）監査役井上幸彦および服部豊は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,112,988	流動負債	18,732,627
現金および預金	7,793,995	オークション借勘定	7,688,484
オークション貸勘定	6,745,414	買掛金	35,758
売掛金	238,882	短期借入金	3,800,000
商品	23,955	一年内返済予定長期借入金	2,335,060
貯蔵品	25,262	未払金	853,998
繰延税金資産	351,713	未払法人税等	2,805,000
短期貸付金	1,520,000	未払費用	108,781
その他の流動資産	439,677	賞与引当金	112,152
貸倒引当金	25,911	その他の流動負債	993,393
固定資産	82,347,257	固定負債	5,894,857
有形固定資産	45,624,785	社債	631,000
建物	10,654,123	長期借入金	3,000,000
構築物	4,545,709	預り保証金	1,866,410
車両運搬具	61,089	退職給付引当金	48,324
器具および備品	840,925	役員退職慰労引当金	349,122
土地	27,341,737	負債合計	24,627,485
建設仮勘定	2,181,200	(資本の部)	
無形固定資産	446,157	資本金	17,580,225
借地権	228,069	資本剰余金	21,805,036
ソフトウェア	164,649	資本準備金	21,805,036
その他の無形固定資産	53,437	利益剰余金	40,139,380
投資その他の資産	36,276,314	利益準備金	370,469
投資有価証券	1,960,563	任意積立金	30,705,000
子会社株式	2,912,488	別途積立金	30,705,000
長期前払費用	143,098	当期末処分利益	9,063,910
繰延税金資産	291,945	土地再評価差額金	4,981,766
再評価に係る繰延税金資産	3,351,179	株式等評価差額金	300,897
積立保険料	126,713	自己株式	11,012
投資不動産	26,870,403	資本合計	74,832,760
その他の投資その他の資産	636,896	負債および資本合計	99,460,246
貸倒引当金	16,974		
資産合計	99,460,246		

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		24,959,079
	営 業 上 高	24,959,079	
	営 業 費 用		10,319,000
	売 上 原 価	7,171,198	
	販売費および一般管理費	3,147,801	
	営 業 利 益		14,640,079
	営 業 外 収 益		1,531,461
	受取利息および配当金	63,646	
	不 動 産 賃 貸 収 入	1,241,636	
	その他の営業外収益	226,177	
営 業 外 費 用		1,228,718	
支 払 利 息	64,920		
不 動 産 賃 貸 原 価	1,121,619		
その他の営業外費用	42,177		
	経 常 利 益		14,942,822
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		292,464
	貸倒引当金戻入益	40,933	
	固定資産売却益	205,250	
	前期損益修正益	46,280	
	特 別 損 失		287,794
	固定資産処分損	74,517	
	関係会社清算損	41,116	
	減 損 損 失	156,943	
	その他特別損失	15,216	
	税引前当期純利益		14,947,492
	法人税、住民税および事業税		5,817,629
	法人税等調整額		258,683
	当期純利益		8,871,179
	前期繰越利益		1,287,418
	土地再評価差額金取崩額		164,932
	中間配当額		929,754
	当期未処分利益		9,063,910

注 記

1. 重要な会計方針

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準および評価方法 | |
| 子会社および関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| 其他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法 |
| (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法 | |
| 商品 | 移動平均法に基づく原価法 |
| 貯蔵品 | 移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法） |
| (3) 固定資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産および投資不動産 | 定率法 |
| | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| 無形固定資産（ソフトウェア） | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| (4) 繰延資産の処理方法 | 新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 |
| (5) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。 |
| 一般債権 | 貸倒実績率法 |
| 貸倒懸念債権および破産更生債権等 | 財務内容評価法 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払に備えるため、夏季賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上（簡便法）しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。 |

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理によっております。

(8) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が当営業年度より適用できることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。これに伴い従来減損会計を適用しない場合と比較し、固定資産が156,943千円減少し、税引前当期純利益が同額減少しております。

2. 貸借対照表関係

(1) 子会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,559,226千円
短期金銭債務	4,217,296千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

投資不動産の減価償却累計額	9,660,253千円
---------------	-------------

(3) 退職給付債務等

退職給付債務	267,291千円
年金資産（時価）	218,966千円

(4) 重要なリース資産

貸借対照表に計上している固定資産の他、セリ機・事務機器および車両運搬具の一部についてリース契約により使用しております。

(5) 担保に供している資産

建物	947,476千円
土地	2,242,215千円
計	3,189,691千円

(6) 保証債務

166,496千円

(7) 新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の目的となる新株発行予定残数および行使価額は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日	新株発行予定残数	行使価額
平成13年6月28日	19,520株	4,519円

(8) 第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金資産を投資その他の資産に、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は2,610,378千円であります。

(9) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は300,897千円であります。

3. 損益計算書関係

(1) 子会社との取引高

売上高	383,511千円
営業費用	1,449,933千円
営業取引以外の取引高	1,278,095千円

(2) 1株当たりの当期純利益

283円66銭

4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

1. 当 期 未 処 分 利 益		9,063,910,666
2. 利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金	1,119,306,300	
(1 株 に つ き 35 円)		
役 員 賞 与 金	39,975,000	
〔うち監査役分 1,875,000円を含む〕		
別 途 積 立 金	<u>7,000,000,000</u>	<u>8,159,281,300</u>
3. 次 期 繰 越 利 益		<u><u>904,629,366</u></u>

(注) 当期は平成16年12月10日に929,754,330円(1株につき30円)の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年5月13日

株式会社ユー・エス・エス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 稲 越 千 束 ㊟
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 井 上 嗣 平 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第25期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 注記（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しているが、この変更は同会計基準及び同適用指針が当営業年度から適用可能となったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第25期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。また、子会社調査の結果、取締役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成17年5月16日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役 木 下 守 ㊟

常勤監査役 井 上 幸 彦 ㊟

監 査 役 服 部 豊 ㊟

(注) 監査役井上幸彦および服部豊は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 3,197,807個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第25期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類31頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、今後の事業展開ならびに経営基盤強化などを勘案して内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えして前期より10円増額して1株につき35円とさせていただきますと存じます。

なお、すでに中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は前期より15円増配して1株につき65円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に備えるため、事業目的を追加するものであります。

事業規模拡大などに備えるため、将来の新株式発行を考慮し、発行する株式の総数を変更するものであります。

企業経営の環境変化に適應する観点から、現在30名と規定している取締役の員数を、20名に削減するものであります。なお当社の現任取締役は12名であります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車の販売市場における流通状況に関する情報の提供 2. 自動車の売買、取引斡旋業 3. 自動車の買取、および販売業務 4. 自動車に関連する商品および用品の売買、斡旋業務 5. 自動車の保証ネットサービス業務 6. レンタカー、リースカー業務 7. 損害保険代理店の業務 8. 中古自動車関連企業の運営改善に関する研究、およびその受託指導 9. 金融業務 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 10. その他、前各号に付帯する業務 	<p>第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車の販売市場における流通状況に関する情報の提供 2. 自動車の売買、取引斡旋業 3. 自動車の買取、および販売業務 4. 自動車に関連する商品および用品の売買、斡旋業務 5. 自動車の保証ネットサービス業務 6. レンタカー、リースカー業務 7. 損害保険代理店の業務 8. 中古自動車関連企業の運営改善に関する研究、およびその受託指導 9. 金融業務 10. <u>不動産および動産の賃貸</u> 11. <u>一般廃棄物・産業廃棄物処理に関する業務</u> 12. <u>倉庫業</u> 13. <u>一般貨物自動車運送業</u> 14. その他、前各号に付帯する業務
<p>第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>100,000,000株</u>とする。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、<u>30名</u>以内とする。</p>	<p>第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>120,000,000株</u>とする。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、<u>20名</u>以内とする。</p>

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
1	井上 幸彦 (昭和9年4月18日生)	平成13年6月 当社監査役（現在に至る）	360株
2	武井 益良 (昭和14年10月27日生)	昭和51年9月 公認会計士登録 平成元年2月 中央新光監査法人（現中央青山監査法人）代表社員 平成16年7月 退職（現在に至る）	- 株
3	大塚 功 (昭和17年11月14日生)	平成12年7月 豊橋税務署長 平成13年7月 退職 平成13年8月 税理士登録（現在に至る）	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 上記3名は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される木下守、服部豊の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期および方法については、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
木下 守	平成13年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
服部 豊	平成8年6月 当社監査役（現在に至る）

第5号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件
商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、
新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(1) 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子法人等の取締役、使用人および顧問（当社または
当社子法人等と顧問契約を締結している顧問に限るものとし、以下、同
様とする。）の業績の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的
とし、以下の要領により、新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権発行の要領

新株予約権の割当てを受ける者

当社ならびに当社子法人等の取締役、使用人および顧問

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式300,000株を上限とする。

なお、下記により、付与株式数（以下に定義する。）が調整され
る場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を
乗じた数に調整されるものとする。

発行する新株予約権の総数

30,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株
式数」という。）は10株とする。

ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以
降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式
数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものと
し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う
場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたと
きは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的
な範囲で付与株式数を調整する。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、発行日の属
する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引
所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」とい
う。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）もしくは発行日
の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のい
ずれか高い金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた
金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の行使期間

平成17年6月29日から平成21年10月31日まで

新株予約権の行使の条件

- イ．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社ならびに当社子法人等の取締役、使用人および顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
- ロ．新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができない。
- ハ．その他新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定するものとする。

新株予約権の消却事由および条件

- イ．上記 に定める行使の条件を充さず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ロ．当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

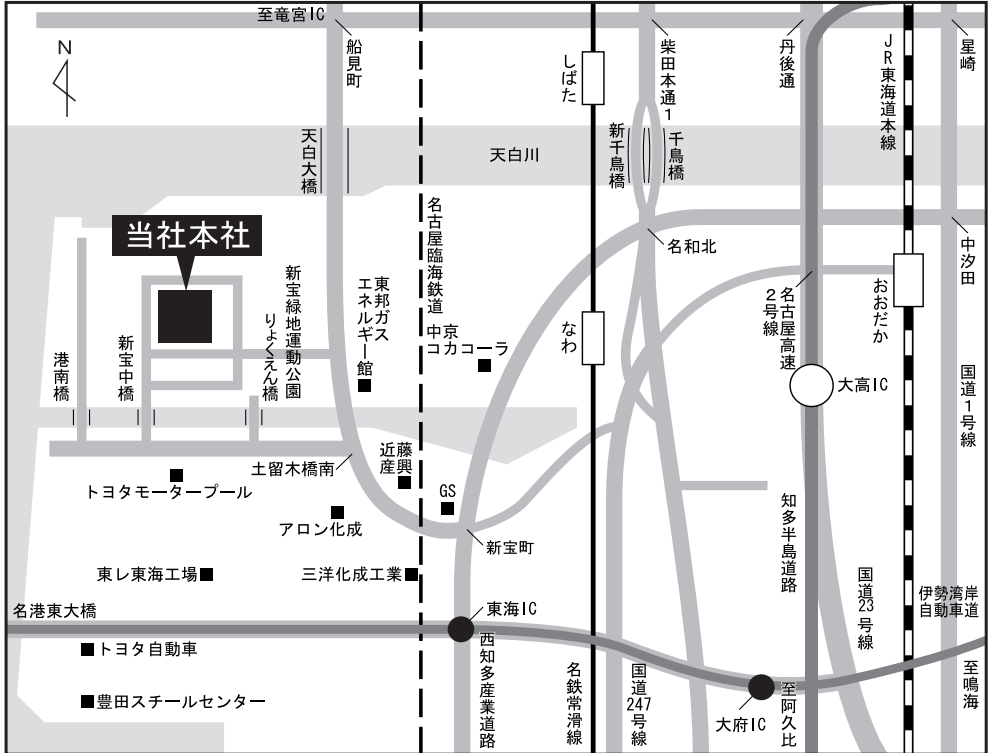
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権は無償にて発行する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県東海市新宝町507番地の20
当社本社（当社名古屋会場）
電話 (052)689-1129



交通のご案内

名鉄常滑線「名和（なわ）駅」下車タクシーにて約10分
JR東海道本線「大高（おおだか）駅」下車タクシーにて約15分
なお、上記各駅よりそれぞれ午前10時00分と10時30分に出発する送迎車を用意しておりますのでご利用ください。
お車でお越しの方は、当社駐車場をご利用ください。